様式第１７号（第１６条関係）

屋外広告業者廃業等届

 　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　福島県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては、主たる事務所の

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 所在地、名称及び代表者の氏名

 （電話番号 ）

次のとおり、屋外広告業の廃業等をしましたので、福島県屋外広告物条例第２３条の７の規定により届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 屋外広告業者の氏名又は名称 |  |
| 廃業等の年月日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 廃業等の内容 | １　死亡又は失踪２ 合併による法人の消滅３　破産手続開始の決定による法人の解散４　３以外の場合による法人の解散５　屋外広告業の廃止 |
| 登録番号 | 　　　福島県第　　　　　　　号 |
| 登録年月日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 屋外広告業者との関係 | 屋外広告業者が個人の場合 | １　本人２　戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第８７条の　規定による届出義務者（本人との続柄　　　　　　） |
| 屋外広告業者が法人の場合 | ３　法人を代表する役員４　破産管財人５　清算人 |

 注　「廃業等の内容」及び「屋外広告業者との関係」の欄は、該当番号を○で囲んでく　　ださい。

**「屋外広告業者廃業等届（**様式第１７号）」記入上の注意

１　次の事項に該当することとなった場合には、該当することとなった日（①については、　事実を知った日）から３０日以内に届け出てください。

 ①　死亡又は失踪

　② 合併による法人の消滅

　③　破産手続開始の決定による法人の解散

　④　③以外の場合による法人の解散

　⑤　屋外広告業の廃止

２　各事項における届出を行う者は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
|  該 当 事 項 |  　　　　　届　　出　　者 |
|  ①　死亡又は失踪 |  戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第 ８７条の規定による届出義務者 |
|  ② 合併による法人の消滅 |  法人を代表する役員であった者 |
|  ③　破産手続開始の決定による人 の解散 |  破産管財人 |
|  ④　③以外の場合による法人の解 散 |  清算人 |
|  ⑤　屋外広告業の廃止 |  本人、法人を代表する役員であった者 |

 ＊参考

 戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）

　　第８７条　左の者は、その順序に従って、死亡の届出をしなければならない。但し、順　　　序にかかわらず届出をすることができる。

　　　第一　同居の親族

　　　第二　その他の同居者

　　　第三　家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人

　　２ 　死亡の届出は、同居の親族以外の親族も、これをすることができる。